

収 印

入 紙

## 業 務 委 託 契 約 書(案)

- 1 業務名 水施委第2号 丹波市水道事業等包括委託業務
- 2 履行場所 丹波市内
- 3 履行期間 令和7年4月1日から  
令和12年3月31日まで

ただし、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までを業務準備期間とする。

- 4 業務委託料  
固定費(収益的支出) 円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 円  
精算対象固定費(収益的支出) 円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 円  
変動費(資本的支出) 円  
うち取引に係る消費税  
及び地方消費税の額 円

- 5 契約保証金 契約書第5条第1項第 号

上記の業務について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和6年 月 日

発注者 兵庫県丹波市氷上町成松字甲賀1番地  
兵庫県丹波市  
丹波市長 林 時彦 印

受注者 印

## 目次

第1章 総則	1
第1条【総則】	1
第2条【書面主義】	1
第3条【趣旨の尊重】	2
第4条【法令等の遵守】	2
第2章 業務の実施	2
第1節 総則	2
第5条【契約の保証】	2
第6条【秘密の保持】	2
第7条【権利義務の譲渡等】	3
第8条【著作権の譲渡等】	3
第9条【一括再委託の禁止】	4
第10条【特許権等の使用】	4
第11条【総括責任者】	4
第12条【監督職員】	4
第13条【地元関係者との交渉等】	5
第14条【土地への立入り】	5
第15条【措置請求】	5
第16条【貸与品】	5
第17条【本業務の引継ぎ】	5
第2節 事業計画	5
第18条【業務履行計画書の提出】	5
第3節 業務の履行	6
第19条【業務の中止】	6
第20条【業務に係る受注者の提案】	6
第21条【臨機の措置】	7
第22条【一般的損害】	7
第23条【第三者に及ぼした損害】	7
第24条【不可抗力による損害】	8
第25条【履行遅滞の場合における損害金】	8
第26条【検査及び引渡し】	8
第27条【施設の改良等】	8
第28条【契約不適合責任】	9
第29条【契約不適合責任期間等】	9
第30条【収納金の管理及び払込み】	10
第4節 モニタリング	10
第31条【報告】	10
第32条【業務モニタリング】	10
第33条【是正対応】	11

第 34 条【業務委託料の減額】	11
第 5 節 業務委託料の支払い	11
第 35 条【業務委託料の支払方法】	11
第 36 条【修繕の限度額】	12
第 37 条【物価変動等への対応】	12
第 38 条【業務委託料の変更等】	12
第 6 節 災害発生時及び事故発生時の対応	12
第 39 条【不可抗力時の指揮系統及び費用負担】	12
第 40 条【不可抗力への対応】	12
第 3 章 契約の終了	13
第 1 節 契約の解除	13
第 41 条【発注者の催告による解除権】	13
第 42 条【発注者の催告によらない解除権】	13
第 43 条【受注者の催告による解除権】	14
第 44 条【受注者の催告によらない解除権】	14
第 45 条【受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限】	14
第 46 条【法令変更及び不可抗力による契約解除】	14
第 47 条【契約が解除された場合の違約金】	15
第 48 条【履行部分の支払い】	15
第 49 条【談合等による解除】	15
第 50 条【損害賠償】	16
第 51 条【賠償金等の徴収】	16
第 52 条【契約終了に伴う引渡し】	16
第 53 条【他の業者への引継ぎ】	16
第 54 条【終了手続の費用負担】	17
第 4 章 リスク負担	17
第 1 節 一般的事項	17
第 55 条【リスクとその責任分担】	17
第 2 節 法令変更	17
第 56 条【法令変更に伴う通知の付与及び協議】	17
第 5 章 雑則	17
第 57 条【契約の変更】	17
第 58 条【相殺予約】	17
第 59 条【紛争の解決】	17
第 60 条【協議事項等】	18
【特定の違法行為に関する特約条項】	19
【契約の履行における個人情報の取扱いに関する事項】	21
【暴力団排除に関する特約】	23
【適正な労働条件の確保に関する特約】	25
別紙 1 定義集	29
別紙 2 リスクとその責任分担	30

別紙 3	物価変動等による委託料の見直し .....	34
別紙 4	契約内容未達の措置フロー .....	36

## 第1章 総則

### 【総則】

第1条 発注者及び受注者は、この契約書に基づき、日本国の法令を遵守し、丹波市水道事業等包括委託業務契約(以下、「本契約」という。)を履行しなければならない。

- 2 この契約書は、発注者及び受注者が、本契約の公募要領からの一連の契約に係る事項を踏まえて作成し、合意した内容であり、その具体的な履行方法については、業務要求水準書及び業務補完資料、業務提案書(以下「要求水準書」という。)によるものとする。
- 3 受注者は、契約書記載の業務(以下「業務」という。)を契約書記載の期間に履行するものとし、発注者は、その対価として業務委託料を支払うものとする。
- 4 受注者は、この契約書若しくは要求水準書に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 受注者は、本契約の履行に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。ただし、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 6 受注者は、業務を行うに当たり個人情報を取り扱うときは、この契約書末尾に記載する「個人情報取扱事項」を守らなければならない。
- 7 本契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる言語は日本語とする。
- 8 本契約に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 9 本契約の履行に関して発注者及び受注者間で用いる計量単位は、他に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)の定めるものとする。
- 10 本契約における期間及び期限の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)並びに丹波市の休日を定める条例(平成16年丹波市条例第2号)の定めるところによるものとする。
- 11 本契約は、日本国の法令及び条例に準拠するものとする。
- 12 本契約に係る訴訟の提起又は調停(第59条の規定に基づき、発注者と受注者とは協議の上選任される調停人が行うものを除く。)の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

### 【書面主義】

第2条 本契約に定める請求、通知、報告、要求、提案、承諾及び解除(以下、「請求等」という。)は、書面により行われなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する請求等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った請求等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 前2項の規定に関わらず、請求等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。
- 4 発注者及び受注者は、本契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うとき

は、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

#### 【趣旨の尊重】

第3条 発注者は、本業務が、受注者の経営能力及び技術能力を活用し、その自主性と創意工夫を尊重することにより、水道事業等を効率的かつ効果的に実施するものであることを十分理解し、その趣旨を尊重するものとする。

2 受注者は、丹波市水道事業等の公共性を十分理解し、本業務の実施に当たっては、その趣旨を尊重するものとする。

#### 【法令等の遵守】

第4条 受注者は、丹波市水道事業給水条例(平成16年条例第221号)その他の関係法令等を遵守するとともに、善良な管理者の注意をもって、本業務を実施しなければならない。

## 第2章 業務の実施

### 第1節 総則

#### 【契約の保証】

第5条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供

(3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証

(4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1以上としなければならない。

3 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

#### 【秘密の保持等】

第6条 発注者及び受注者は、本契約に関連して知り得た秘密情報は責任をも

って管理し、本契約の履行目的以外で使用してはならない。また、本契約に別段の定めがある場合を除いては、相手方の事前承諾なしに第三者に開示してはならない。

2 前項の規定に関わらず、発注者及び受注者は、次の各号に掲げる場合には相手方の承諾を要することなく、事前通知を行うことにより、秘密情報を開示することができる。ただし、相手方に対する事前の通知を行うことが、犯罪捜査等に支障を来たす場合は、事前の通知を行うことを要さない。

(1) 弁護士、公認会計士、税理士及び国家公務員等の法令に基づく守秘義務を負担する者に開示する場合

(2) 法令等(丹波市情報公開条例(平成 16 年条例第 9 号)を含む。)に従い開示が要求された場合

(3) 権限のある官公署の命令に従う場合

#### 【権利義務の譲渡等】

第 7 条 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、成果物(未完成の成果物及び業務を行う上で得られた記録等を含む。)を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

3 受注者が業務の遂行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。

4 受注者は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、業務委託料債権の譲渡により得た資金をこの契約の目的物に係る業務の遂行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

#### 【著作権の譲渡等】

第 8 条 受注者は、成果物(第 2 6 条に規定する引渡部分に係る成果物を含む。)が著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 2 条第 1 項第 1 号に規定する著作物(以下この条において「著作物」という。)に該当する場合には、当該著作物に係る受注者の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。)を当該著作物の引渡し時に発注者に無償で譲渡する。

2 発注者は、成果物が著作物に該当するとしないとにかかわらず、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に公表することができ、また、当該成果物が著作物に該当する場合には、受注者が承諾したときに限り、既に受注者が当該著作物に表示した氏名を変更することができる。

3 受注者は、成果物が著作物に該当する場合において、発注者が当該著作物の利用目的の実現のためにその内容を改変しようとするときは、その改変に同意する。また、発注者は、成果物が著作物に該当しない場合には、当該成果物の内容を受注者の承諾なく自由に改変することができる。

- 4 受注者は、成果物（業務を行う上で得られた記録等を含む。）が著作物に該当するとしないうにかかわらず、発注者が承諾した場合には、当該成果物を使用又は複製し、また、第1条第5項の規定にかかわらず当該成果物の内容を公表することができる。
- 5 発注者は、受注者が成果物の作成に当たって開発したプログラム（著作権法第10条第1項第9号に規定するプログラムの著作物をいう。）及びデータベース（著作権法第12条の2に規定するデータベースの著作物をいう。）について、受注者が承諾した場合には、別に定めるところにより、当該プログラム及びデータベースを利用することができる。

#### 【一括再委託の禁止】

- 第9条 受注者は、本業務の全部または主たる業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、本業務の一部を第三者に委託し又は請け負わせる（以下、「再委託」という。）場合において、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得たときはこの限りではない。
- 2 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### 【特許権等の使用】

- 第10条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### 【総括責任者】

- 第11条 受注者は、本業務の実施に当たり、総括責任者を選任し、発注者に報告するとともに、現場に配置の上、本業務の指揮監督に当たらせなければならない。
- 2 受注者は、総括責任者に変更があったときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

#### 【監督職員】

- 第12条 発注者は監督職員を配置し、その氏名を受注者に通知しなければならない。その者を変更したときも、同様とする。
- 2 監督職員は、次の各号に掲げる権限を有する。
    - (1) 本契約の全体の履行を円滑に実施するための調整
    - (2) モニタリングの統括
    - (3) 本契約の業務の履行に関する受注者との協議
    - (4) 業務別会議の統括



## (5) 修繕等に係る検査等の実施

### 【地元関係者との交渉等】

- 第13条 地元関係者との交渉等は、受注者が行うものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。
- 2 前項の場合において、当該交渉等に関して生じた費用の負担は発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

### 【土地への立入り】

- 第14条 受注者がこの業務の履行に必要な調査のため第三者が所有する土地に立ち入る場合において、当該土地の所有者等の承諾が必要なときは、受注者がその承諾を得るものとする。この場合において、発注者の指示があるときは、受注者はこれに協力しなければならない。

### 【措置請求】

- 第15条 発注者及び受注者は、担当職員及び受注者の使用人若しくは請負人の業務の実施について著しく不相当と双方が認めたときは、必要な措置を講じなければならない。

### 【貸与品】

- 第16条 本業務の実施に際し、発注者が無償で受注者に貸与する物品(以下、「貸与品等」という。)の品名、数量は別に定めることとし、引渡場所は貸与品等の保管場所とする。
- 2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に受領書又は借用書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- 4 受注者は、本契約の定めることにより、本契約が終了した場合及び業務等の変更により貸与品等の全部又は一部が不用となった場合については、速やかに返還しなければならない。
- 5 受注者は、故意又は過失により貸与品が滅失又はき損し、又はその返還が不可能となったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、若しくは現状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

### 【本業務の引継ぎ】

- 第17条 発注者は、業務準備期間に、自ら又は発注者の指定する第三者をして、受注者に対して本業務の引継ぎを行うものとする。

## 第2節 事業計画

### 【業務履行計画書の提出】

- 第18条 受注者は、業務開始前までに、業務全体の業務計画等を記載した業務

履行計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- 2 受注者は、毎年4月1日の年度開始までに、当該年度の業務計画等を記載した年次業務履行計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。なお、年次業務履行計画書には、当該年度の予防保全等対策の実施計画等を記載すること。
- 3 受注者は、毎月1日までに、当該月の業務計画等を記載した月次業務履行計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、前3項の業務履行計画書に従って業務を実施しなければならない。
- 5 受注者は、業務履行計画書の変更をしようとするときは、発注者の承諾を得なければならない。
- 6 受注者は、業務履行計画書に記載された業務以外に突発的で緊急を要し、かつ水道事業の継続的な実施に必要とされる業務が生じたときは、これを実施するものとし、各業務履行計画書の変更は要しない。

### 第3節 業務の履行

#### 【業務の中止】

第19条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下この条及び第24条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状況が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、受注者に業務の中止期間及び理由を通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認められるときは、業務の中止期間及び理由を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは協議の上、その増加費用を負担し、若しくはその損害を賠償しなければならない。

#### 【業務に係る受注者の提案】

第20条 受注者は、業務要求水準書について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき業務要求水準書の変更を提案することができる。

- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けたときは、業務要求水準書の変更の可否について、受注者と協議して決めなければならない。
- 3 発注者は、第1項の提案を前項に基づき承諾した場合において、本業務を遂行するうえで、管理運営費用等の節約に貢献し、その効果を認定した場合、

その貢献度に応じて、受注者に費用を還元する。その割合は、別途発注者と受注者が協議して決定するものとする。

#### 【臨機の措置】

- 第21条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かななければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
  - 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
  - 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲内において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

#### 【一般的損害】

- 第22条 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（次条第1項、第2項に規定する損害を除く。以下この条において「成果物等に係る損害」という。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由により生じた成果物等に係る損害（保険によりてん補された部分を除く。）については、発注者が負担する。

#### 【第三者に及ぼした損害】

- 第23条 業務を行うにつき第三者に及ぼした損害（第3項に規定する損害を除く。）について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、受注者がその賠償額を負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定する賠償額（保険によりてん補された部分を除く。）のうち、発注者の指示、貸与品等の性状その他発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がその賠償額を負担する。ただし、受注者が、発注者の指示又は貸与品等が不相当であること等発注者の責めに帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。
  - 3 業務を行うにつき通常避けることができない騒音、振動、地下水の断絶等の理由により第三者に及ぼした損害（設計図書に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）について、当該第三者に損害の賠償を行わなければならないときは、発注者がその賠償額を負担しなければならない。ただし、業務を行うにつき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。
  - 4 前3項の場合その他業務を行うにつき第三者との間に紛争を生じた場合においては、発注者と受注者とが協力してその処理解決に当たるものとする。

### 【不可抗力による損害】

第24条 成果物の引き渡し前に、天災等で発注者と受注者との双方の責めに帰すことができないものにより、試験等に供される出来形部分、仮設物又は作業現場に搬入した調査機械器具に損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちにその状況を発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、同項の損害（受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの及び保険によりてん補された部分を除く。以下この条において「損害」という。）の状況を確認し、その結果を受注者に通知しなければならない。

3 受注者は、前項の規定により損害の状況が確認されたときは、損害による費用の負担を発注者に請求することが出来る。発注者が負担し、又は損害を賠償する場合の負担額については、発注者と受注者とが協議して定める。

### 【履行遅滞の場合における損害金】

第25条 受注者の責めに帰すべき事由により業務を遂行することができなくなった場合、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料から業務の履行部分に相応する業務委託料相当額を控除した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項に基づき、財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する率の割合で計算した額とする。

### 【検査及び引渡し】

第26条 受注者は、修繕及び予防保全等対策が完了したときは、その旨を月間業務実施報告書により発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の規定により報告を受けたときは、受けた日から10日以内に検査を完了し、速やかに当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知し、成果物を最小限度破壊して検査することができる。

3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。

4 受注者は、完了検査において、検査、確認に必要な準備、資機材等の提供及び写真その他資料の整備を行うものとする。

5 発注者は、完了検査による完了の確認後、直ちに当該成果物の引渡しを受けなければならない。

6 発注者は、完了検査に合格しないときは、受注者に対し、直ちに当該成果物の修補の手続きをとらなければならない。この場合、当該成果物の修補の完了を修繕の完了とみなして前各号の規定を適用する。

### 【施設の改良等】

第27条 本業務を効果的に実施するため、受注者は発注者の承諾を受けて、自己の責任と費用により本件施設の一部について、必要な変更又は改良を行うことができる。

- 2 前項により変更又は改良を行った部分について、受注者は、図面及び写真等の必要な書類を整備し、所有権は発注者に帰属するものとする。

#### 【契約不適合責任】

第28条 発注者は、引き渡された業務の成果物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの(以下「契約不適合」という。)であるときは、受注者に対し、業務の成果物の修補、代替物の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものでないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて業務委託料の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに業務委託料の減額を請求することができる。

(1) 履行の追完が不能であるとき。

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意志を明確に表示したとき。

(3) 業務の目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。

- 4 第1項又は第3項の規定は、当該成果物の契約不適合が支給材料の性質又は発注者若しくは監督員の指図により生じたものであるときは適用しない。ただし、受注者がその材料又は指図の不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### 【契約不適合責任期間等】

第29条 発注者は、引き渡された当該成果物に関し、引渡しを受けた日から2年以内に通知又は請求を行わなければ履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

2 前項の規定に関わらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、監督職員が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者はその責任を負わない。ただし、本文に規定する検査において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年以内に通知又は請求を行わなければ履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除をすることができない。

3 前2項の規定は、契約不適合が受注者の故意又は重過失により生じたものであるときは適用せず、民法の定めるところによる。

4 第1項及び第2項の通知は契約不適合の内容を通知することで行い、当該通知を行った後請求をしようとするときは、通知から1年以内に請求する損

- 害額の算定の根拠など請求の根拠を示して行わなければならない。
- 5 第1項及び第2項の請求は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠など当該請求の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
  - 6 民法第637条第1項の規定は、第1項及び第2項の契約不適合責任期間とするときは適用しない。
  - 7 発注者は、工事成果物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第1項の規定にかかわらず、その旨を直ちに受注者に通知しなければ、当該契約不適合に対する履行の追完の請求、損害賠償の請求、業務委託料の減額の請求又は契約の解除をすることはできない。ただし、受注者がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
  - 8 この契約が、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、工事成果物のうち住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成12年政令第64号）第5条に定める部分の瑕疵（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）について履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除を行うことのできる期間は、10年とする。この場合において、前各項の規定は適用しない。

#### 【収納金の管理及び払込み】

- 第30条 受注者は、料金等の収納事務により収納した金銭を固有の財産と別に管理し、発注者が別に指示する方法により取扱金融機関に払込むものとする。
- 2 前項において受注者は、取扱金融機関に払込み後、発注者が指定する様式により収入金の内訳書を作成し、発注者へ速やかに提出しなければならない。

#### 第4節 モニタリング

##### 【報告】

- 第31条 受注者は、本業務の実施状況につき、月次報告書及び日次報告書を作成し、発注者に提出するものとする。また、定期的な報告以外に、合理的な範囲で、発注者が報告、記録及び資料提供を要求する場合は、受注者は速やかに対応するものとする。
- 2 受注者は前項に基づき作成した月次報告書を、原則として当該月終了後10営業日以内に発注者に提出しなければならない。
  - 3 受注者は、第1項に基づき作成した日次報告書を、原則として翌営業日までに発注者に提出しなければならない。
  - 4 発注者は前2項の報告を受けた日から7営業日以内に確認を完了しなければならない。

##### 【業務モニタリング】

- 第32条 発注者及び受注者は、受注者による本業務の履行に関して、本契約書、

要求水準書、業務履行計画書、モニタリング計画書に規定したとおりに実施されていることを確認するためにモニタリングを行う。

- 2 発注者及び受注者は、原則、毎月 20 日までに前月分のモニタリング会議を開催する。
- 3 発注者及び受注者は、随時のモニタリング会議を必要に応じて開催することができる。

#### 【是正対応】

第 3 3 条 前条によるモニタリングの結果、業務履行において是正すべき内容が確認された場合、発注者は受注者に対して【別紙 4】に基づいて、その是正を書面にて請求するものとする。

- 2 受注者は、前項の是正を求められたときは発注者との協議を踏まえて、是正対策と是正期限について定めた是正計画書を作成し発注者に提出するとともに、その実施状況を第 3 1 条に定める月次報告書により報告しなければならない。
- 3 発注者は、前項の是正計画書の内容が不十分であるときは、受注者に対して理由を明らかにした上で当該計画の修正を求めることができる。

#### 【業務委託料の減額】

第 3 4 条 発注者は、前条による是正対応に対して改善されなかった場合、業務委託料の減額又は支払の停止を行うことができる。

- 2 前項の業務委託料の減額は発注者及び受注者の協議により決定するものとする。

### 第 5 節 業務委託料の支払い

#### 【業務委託料の支払方法】

第 3 5 条 固定費及び精算対象固定費（以下、「固定費等」という。）の業務委託料の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 固定費の年額については、事業期間における業務委託料を均等に除した額とし、四半期に分けて年額の 4 分の 1 を支払うものとする。
  - (2) 受注者は、各四半期の業務終了後、モニタリングによる発注者の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。
  - (3) 発注者は請求書受理後、30 日以内に業務委託料を支払うものとする。
  - (4) 精算対象固定費について、各会計年度内に、固定費等の業務委託料において精算し支払うものとする。
- 2 変動費の支払いは、次のとおりとする。
    - (1) 受注者は、工事完了後、完了報告による発注者の検査に合格したときは、請負代金の支払いを請求することができる。
    - (2) 発注者は、請求書受理後、40 日以内に請負代金を支払うものとする。
  - 3 受注者は、業務委託料の支払いが遅延したとき、未受領金額につき、遅延日

数に応じ、第25条に基づき計算した履行遅延の支払いを発注者に請求することができる。

#### 【修繕の限度額】

第36条 受注者は、修繕を行う必要が生じたときは、業務要求水準書で定めた各事業年度の精算対象固定費の修繕費用の範囲内で修繕を実施するものとする。ただし、修繕費用の増加が見込まれる場合は、業務要求水準書に基づき、発注者が承諾した上で、精算対象固定費の総額の範囲で流用するものとする。

#### 【物価変動等への対応】

第37条 受注者は、物価変動等の影響について、毎年9月までに発注者に報告しなければならない。

2 発注者は、前項の報告により物価変動等を確認した場合は、委託料の見直しを行う。なお、見直しの方法については【別紙3】に示すとおりとする。

#### 【業務委託料の変更等】

第38条 前条によらず業務委託料の変更をしようとするときは、発注者及び受注者は、変更する額及び変更する時期、その他必要な事項について協議をするものとする。

2 発注者及び受注者は、業務委託料を変更する場合において、発注者及び受注者の協議により業務委託料の変更に代えて要求水準書を変更し、業務内容を調整することができる。

3 前2項の場合において、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

### 第6節 災害発生時及び事故発生時の対応

#### 【不可抗力時の指揮系統及び費用負担】

第39条 発注者は不可抗力の発生又は発生の恐れが生じ、本業務の実施に発注者の介入が必要であると認めたときは、直ちに総括責任者にその旨を通知するものとする。

2 受注者は、前項の通知を受けたときは、発注者の直接の指揮監督に服さなければならない。

3 発注者は、前項の規定により、受注者に費用が生じ、その請求があったときは、発注者がこれを負担する。

#### 【不可抗力への対応】

第40条 受注者は、不可抗力により、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき又は本業務の実施が著しく困難になったときは、その内容の詳細を直ちに発注者に通知しなければならない。

2 発注者及び受注者は、当該不可抗力の影響を早期に除去すべく適切な手順に従い、早急に対応措置をとり、不可抗力により発生する損害を最小限にする



よう、その復旧に努めなければならない。

- 3 発注者は、第1項の規定による通知を受けたときは、直ちに損害の状況を確認するとともに、復旧に要する費用を負担するものとする。

### 第3章 契約の終了

#### 第1節 契約解除

##### 【発注者の催告による解除権】

第41条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 受注者が本契約上の義務に違反し、かつ発注者が相当期間を定めて催告したにも関わらず、当該期間内にその違反が改善されないとき。
- (2) 受注者が本契約上の義務に違反し、その違反により本契約の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (3) 受注者が、本業務の実施に支障をきたすこととなる法令等に違反したとき。
- (4) 第33条に基づく是正請求後、受注者の本業務の履行状況が是正期限を経過しても改善されないとき。
- (5) 受注者が、破産、会社更生、民事再生又は特別清算の手續開始その他これらに類似する手續きの開始申立てを取締役会において決議したとき、若しくは第三者によって、当該申立てがなされたとき。ただし、受注者が共同企業体の場合は、共同企業体の協定に基づき、本件業務の履行に支障がないと発注者が判断した場合は、この限りでない。
- (6) 第7条第4項の規定に違反し、この契約の目的物に係る業務の遂行以外に業務委託料債権の譲渡により受けた資金を使用したとき、又は同項の規定による書類を提出せず若しくは虚偽の記載をしてこれを提出したとき。
- (7) 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。
- (8) 履行期間内に完成しないとき又は履行期間経過後相当の期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
- (9) 第11条に掲げる者を設置しなかったとき。
- (10) 正当な理由なく、第28条第1項の履行の追完がなされないとき。

##### 【発注者の催告によらない解除権】

第42条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 第7条第1項の規定に違反し、業務委託料債権を譲渡したとき。
- (2) この契約の成果物を完成させることができないことが明らかであるとき。
- (3) 引き渡された成果物に契約不適合がある場合において、その不適合が当該成果物を排した上で業務を履行しなければ、契約の目的を達成することが

できないものであるとき。

- (4) 受注者がこの契約の目的物の完了の債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (5) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (6) 契約の成果物の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (8) 第43条又は第44条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (9) 受注者及び受注者の共同企業体の構成員が【暴力団排除に関する特約】に該当するとき。

#### 【受注者の催告による解除権】

第43条 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

#### 【受注者の催告によらない解除権】

第44条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

- (1) 業務要求水準書の変更により業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 発注者が本契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

#### 【受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限】

第45条 受注者は、本契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の費用の負担を発注者に請求することができる。ただし、第43条及び前条各号に定める事項が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。

#### 【法令変更及び不可抗力による契約解除】

第46条 履行期間において、本契約の締結後における法令変更及び不可抗力により、発注者が本業務の継続が困難と判断した場合、又は本契約のために多大な費用を要すると判断した場合、発注者は、受注者と協議の上、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者は、前項に基づき本契約が解除された場合において、損害があるとき

は、その損害賠償を発注者に請求することができる。

#### 【契約が解除された場合の違約金】

第47条 次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者は業務委託料(本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) 受注者の債務不履行等により契約が解除された場合
  - (2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責に帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者が本契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律第75号)の規定により選任された破産管財人
  - (2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人
  - (3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の場合(発注者の承諾を得ずに本契約から生じる債権を譲渡したことにより本契約が解除された場合を除く。)において契約保証金の納付が行われているときは、発注者は、当該契約保証金をもって同項の違約金に充当することができる。
- 4 第1項各号のいずれかに該当するときは、受注者の発注者に対する一切の債務は当然に期限の利益を失い、受注者は発注者に対し、直ちにその債務を弁済するものとする。

#### 【履行部分の支払い】

第48条 発注者は、本契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分(以下「既履行部分」という。)を検査の上、当該検査に合格した既履行部分に相応する業務委託料(以下「既履行部分委託料」という。)を受注者に支払わなければならない。

- 2 前項の既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### 【談合等による解除】

第49条 発注者は、受注者が本契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、催告することなくこの契約を解除することができる。

- (1) 受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第49条の規定による排除措置命令、第62条第1項の規定による納付命令又は第64条第1項の規定による競争回復措置命令がなされ、これらの命令の取消しの訴えが提起されなかった

- とき。
- (2)受注者が前号の訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
  - (3)前2号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、受注者が談合等の不公正な行為を行った旨の事実を認定する処分その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
  - (4)受注者(受注者が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人)が、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

#### 【損害賠償】

- 第50条 受注者は前条各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者が本契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料(本契約締結後、業務委託料の変更があった場合には、変更後の業務委託料)の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同条1号から3号までのうち処分その他の措置の対象となる行為が独占禁止法第2条第9項に基づく不公正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項で規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。
- 2 第1項の規定による損害賠償金は、発注者に生じた損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合は、その超える額につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなった場合においても、同様とする。

#### 【賠償金等の徴収】

- 第51条 受注者が本契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、第25条に基づき、その支払わない額に発注者の指定した期間を経過した日から業務委託料支払いの日までの利息を付して徴収する。

#### 【契約終了に伴う引渡し】

- 第52条 受注者は、本契約が終了するまでに、修繕等の引渡しを完了しなければならない。
- 2 受注者は、本契約が終了するときは、発注者に本業務に係る全ての資料を引き渡さなければならない。

#### 【他の業者への引継ぎ】

- 第53条 本契約の終了に伴い、発注者が他の業者に本業務の全部及び一部を委託させた場合には、受注者は、当該業者に対して必要な引継ぎを業務期間中に行わなければならない。

#### 【終了手続の費用負担】

第54条 本契約の終了に際し、終了手続に伴い発生する発注者及び受注者に生じる諸費用等については、本契約に別段の定めがある場合を除き、各自これを負担する。

### 第4章 リスク負担

#### 第1節 一般的事項

#### 【リスクとその責任分担】

第55条 本業務におけるリスクとその責任分担については、【別紙2】に示すとおりとし、その他リスク負担調整の必要が生じた場合は、発注者及び受注者は、負担割合について協議をする。

#### 第2節 法令変更

#### 【法令変更に伴う通知の付与及び協議】

第56条 本契約日以降に法令が変更されたことにより、本契約に従って本業務を実施することができなくなったとき、実施が著しく困難になったとき、又は、当該実施のために追加費用が発生するとき、受注者は、その内容の詳細を、直ちに発注者に対して通知するものとする。

2 発注者及び受注者は、前項の通知がなされた日以降において、本契約に基づく自己の義務が法令に違反する限りにおいて、その履行義務を免れるものとする。ただし、発注者及び受注者は、法令変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。

3 発注者は、第1項の通知を受けたときは、法令変更に対応するため、受注者との契約の変更協議及びその他必要な措置をしなければならない。

### 第5章 雑則

#### 【契約の変更】

第57条 本契約は、発注者と受注者の両者が合意した場合にのみ契約内容の変更を行うことができる。

#### 【相殺予約】

第58条 本契約に基づき発注者が受注者に対し債務を負担する場合、発注者は、受注者に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とに問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

#### 【紛争の解決】

第59条 本契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服のある場

合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合には、発注者及び受注者は、協議の上調停人1名を選任し、当該調停人のあっせん又は調停によりその解決を図るものとする。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、調停人の選任に係るものは発注者と受注者とが折半し、その他のものは発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

- 2 前項の規定に関わらず、事務担当者の業務の実施に関する紛争、受注者の使用人又は受注者から業務を委託され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争及び担当職員の職務の執行に関する紛争については、発注者及び受注者のいずれか一方が職務の執行について著しく不相当と認めなかった場合でなければ、発注者及び受注者は、前項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。
- 3 発注者又は受注者は、第1項の規定する紛争解決の手続きを経た後でなければ、同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法(平成8年法律第109号)に基づく訴えの提起又は民事調停法(昭和26年法律第222号)に基づく調停の申立てを行うことができない。

#### 【協議事項等】

第60条 本契約に定めのない事項及び本契約に関して疑義が生じたときは、必要に応じて発注者と受注者とが協議して決定し、解決するものとする。

## 【特定の違法行為に関する特約条項】

(発注者の解除権)

第1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、委託契約書第50条の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

第2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して損害を請求することはできない。

第3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合においては、委託契約書第48条の規定を適用する。

(賠償の予約)

第4 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託料額の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

(2) 刑法第198条による刑が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行い、同条第2項の規定により当該命令が確定したとき。

(4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第2項の規定により当該命令が確定したとき。

第5 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金の徴収)

第6 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、委託契約書第50条の規定を適用する。

(共同企業体に対する賠償の請求)

第7 受注者が共同企業体であるときは、第4項中「受注者」を「受注者又は受注者の代表者若しくは構成員」と読み替える。

第8 受注者が共同企業体であり、既に解散しているときは、発注者は、当該共同企業体の構成員であったすべての者に対して第4項の規定による賠償金を請求することができる。この場合においては、当該構成員であった者は、発注者に対して共同連帯して賠償金の支払いの義務を負う。



## 【契約の履行における個人情報の取扱いに関する事項】

### (目的)

第1 本事項は、契約の履行における個人情報の取扱いに関し、必要な事項を定め、個人情報の適切な取扱いを確保することを目的とする。

### (定義)

第2 この事項において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第1項に規定する個人情報、その他発注者が保有するこの業務に係る情報をいう。

### (個人情報の管理者)

第3 受注者は、個人情報の保護を図るため、総括責任者の指揮のもとに適切な管理をしなければならない。

### (秘密の保持)

第4 受注者は、業務上知り得た個人情報を第三者に知らせてはならない。本業務を終了し、又は契約が解除された後も、また、同様とする。

2 受注者は、契約に係る業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。

### (安全性の確保)

第5 受注者は、個人情報が記録された情報処理システムに対する不正アクセス、破壊、又は個人情報の改ざん、紛失、漏洩等の危険を防止し、適正な管理を行うための合理的な安全対策を講じるものとする。

### (管理状況の報告・調査)

第6 発注者は、受注者の個人情報の管理状況について、その必要に応じ、受注者の書面による報告を求めることができるものとし、受注者は速やかにこれに応じるものとする。

2 発注者は、受注者の個人情報の管理状況を調査するため、受注者に事前に通知したうえで受注者の事務所等に立ち入ることができるものとし、この場合、受注者は発注者の調査に協力する義務を負うものとする。

### (再委託の禁止)

第7 受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いを第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、前項に基づく発注者の承諾を得ようとするときは、委託業務の着手前に書面をもって委託業務を実施する第三者についてその名称、委託業務の内容及びその他必要事項を発注者に通知しなければならないものとする。

3 受注者が第1項に基づく発注者の承諾を得て、個人情報の取扱いを第三者に再委託する場合には、受注者は本契約書にもとづく受注者の義務を当該再委託先をして遵守させるとともに、当該再委託先が本契約書にもとづく義務に違反し、又は過失により発注者に損害を与えた場合は、受注者がその一切の責めを発注者に対して負うものとする。

(目的外利用の禁止)

第8 受注者は、本業務に係る目的以外に個人情報を利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写及び複製の禁止)

第9 受注者は、本業務に係る個人情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、本業務の遂行上必要と認めて発注者が承諾した場合は、この限りでない。

(事故発生時の措置)

第10 受注者は、本業務に係る個人情報の取扱いに関し、万一事故が発生した場合は、直ちに当該事故の状況その他必要な事項を発注者に報告するとともに、発注者の指示に従って適切な措置を講じるものとする。

2 受注者は、発生した事故の再発防止策について検討し、発注者と協議の上、決定した再発防止策を受注者の責任と費用負担で講じるものとする。

(損害賠償)

第11 発注者は、受注者が本契約書に違反したときは、直ちに契約を解除することができる。

2 受注者は、本契約書に違反して発注者又は個人情報に係る当該個人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(返却又は廃棄等)

第12 受注者は、本業務を終了したとき、又は契約が解除されたときは、速やかに個人情報を発注者に返却し、又は再生不可能な状態で廃棄し、若しくは抹消しなければならない。

2 受注者は、前項の規定により個人情報を廃棄し、又は抹消したときは、発注者にその旨及び方法を報告しなければならない。

(法令の遵守)

第13 発注者及び受注者は、本契約書に定めるもののほか、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)を遵守し、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

(その他)

第14 本契約書に定めのない事項、又は本契約書に疑義を生じたときは、発注者と受注者とが協議し、誠意をもって解決する。

## 【暴力団排除に関する特約】

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、丹波市暴力団排除条例（平成 23 年丹波市条例第 53 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第 2 条第 1 号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第 2 号）第 2 条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の一部について締結する契約の履行に伴い締結する契約（以下「下請契約等」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする下請契約等を締結する場合においては、この特約の第 2 項から第 6 項まで、第 9 項、第 10 項、第 12 項及び第 13 項に準じた規定を当該下請契約等に定めなければならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときは、発注者に報告しなければならない。
  - (1) 下請契約等の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
  - (2) この契約の履行に関して妨害その他不当な要求を受けたとき。
  - (3) 下請契約等の受注者から当該者が発注した下請契約等におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 5 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び下請契約等の受注者が個人である場合はその者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
  - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は下請契約等の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
  - (2) 受注者又は下請契約等の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時契約を締結する事務所の代表者を含む。）

- 6 発注者は、受注者から提供された情報を所管の警察署長（以下「警察署長」という。）に提供することができる。  
（警察署長から得た情報の利用）
- 7 発注者は、受注者及び下請契約等の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察署長に意見を聴くことができる。
- 8 発注者は、警察署長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用することができる。  
（発注者の解除権）
- 9 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
- (1) 役員等が暴力団員であると認められるとき。
  - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
  - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
  - (5) 役員等が暴力団又は暴力団と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
  - (6) 下請契約等を締結するに当たり、その相手方が(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
  - (7) 受注者が、(1)から(5)までのいずれかに該当する者を下請契約等の相手方としていた場合（(6)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
  - (8) 下請契約等の受注者が下請契約等を再発注して(1)から(5)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知りながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が下請契約等の受注者とのこの特約に準じた条項を含んだ下請契約等を締結しなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらず、この特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

## 【適正な労働条件の確保に関する特約】

### (基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「労働者等」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の労働者等の適正な労働条件を確保しなければならない。

- (1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）
- (2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、乙のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）（当該業務に直接従事しない者を除く。）

### (受注関係者に対する措置)

第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「下請負者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額）が200万円を超えるときは、当該下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写しを発注者に提出しなければならない。
- 3 受注者は、下請負者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該下請負者に対し、指導その他の労働者等（下請負者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、下請負者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該下請負者と締結している契約を解除しなければならない。
  - (1) 受注者に対し第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
  - (2) 労働者等に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(労働者等からの申出があった場合の措置)

第3 発注者は、労働者等から、受注者又は下請負者が労働者等に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求めることができる。

3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、その雇用する労働者等が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該労働者等に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 受注者は、第1項に規定する労働者等が下請負者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、当該下請負者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。

6 受注者は、下請負者に雇用されている労働者等が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請負者が当該労働者等に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による甲に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている労働者等の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該労働者等に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、労働基準監督署から下請負者に雇用されている労働者等の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該労働者等に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を当該下請負者に行うことを求めるものとする。

4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の下請負者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署長等から行政指導があった場合の措置)

第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から労働者等に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、下請負者が第1項の行政指導を受けた場合においては、当該下請負者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、前項の場合において、同項の下請負者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、当該下請負者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

（契約の解除）

第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 受注者が、発注者に対し 第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 受注者が、発注者に対し 第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした下請負者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該下請負者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）

(3) 労働者等に対する賃金の支払について、受注者又は下請負者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該下請負者と締結している契約を解除したときを除く。）

（損害賠償）

第7 受注者又は下請負者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

（違約金）

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）



## 【別紙1】定義集

本契約において使用する用語の定義は、以下のとおりとし、本契約において別段定めのない用語は業務要求水準書に定める意味を有する。

- 1 「業務要求水準書」とは、本業務の実施において、受注者が達成しなければならない発注者が要求する水準を示す書類をいう。
- 2 「公募要領」とは、発注者が本業務の公募型プロポーザルの手続きにおいて公表したものをいう。
- 3 「業務期間」とは、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの期間をいう。ただし、業務委託契約締結日から令和7年3月31日までは業務準備期間とする。
- 4 「事業年度」とは、各暦年の4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する1年間をいう。

【別紙2】 リスクとその責任分担

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		発注者	受注者
契約説明責任	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、本件施設及び発注者から提示した条件に対して瑕疵があった場合	○	
	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、本件施設及び発注者から提示した条件に対して受注者の理解に誤りがあった場合		○
	要求水準書の条件に、発注者の責による誤りや条件の変更があった場合	○	
	要求水準書の条件に、受注者の理解に誤りがあった場合		○
制度・法令	本業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化により本業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合	○	
	本業務に直接関係する新たな法整備あるいは規制強化について、受注者の不備又は遅滞により本業務の履行が不可能になった場合、又はそれを回避するためのコスト増を招くようになった場合		○
	発注者の責に伴う関係機関の行政指導等により本業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合	○	
	受注者の責に伴う関係機関の行政指導等により本業務の中断、停止あるいはこれに伴うコスト増を招くようになった場合		○
住民・法人対策	住民の反対運動や本業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合	○	
	受注者の責により住民の反対運動や本業務の履行に支障のある反対運動が起こった場合		○
個人情報	発注者の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合	○	
	受注者の責による本業務に係る個人情報漏えいが生じた場合		○
経済変動	インフレ・デフレによる人件費・物件費の変動、高騰により本業務の履行が困難となる場合	○ (注1)	○ (注1)
契約	発注者の責により、受注者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合	○	
	受注者の責により、受注者が契約を締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		発注者	受注者
契約不履行	供給及び支給等、本契約に規定された発注者の義務が履行されていない場合	○	
	調達等、本契約に規定された受注者の義務が履行されていない場合		○
環境保全	発注者の責により、本件施設及び周辺的环境汚染が発生した場合	○	
	受注者の責により、本件施設及び周辺的环境汚染が発生した場合		○
	発注者の責によるもの、又は原因不明の環境汚染が発見され処理コストの増加が生じた場合	○	
	受注者の責による環境汚染が発見され処理コストの増加が生じた場合		○
配水量・水質	災害・事故、気象状況等で配水量が計画値より増減することにより配水量へ影響が生じた場合	○	
	受注者の運転管理及び管路維持の責により配水量が計画値より増減が生じた場合		○
	災害、事故、気象状況等による原水水質悪化が生じた場合	○	
	受注者の運転管理の責による原水水質悪化が生じた場合		○
薬品	災害、事故、気象状況等による配水量の増加により、薬品コスト増が生じた場合	○	
	受注者の運転管理及び管路維持の責により、薬品コスト増が生じた場合		○
材料・貯蔵品	発注者の計画に基づく修繕又は改築・更新における施工不良等により、材料出庫することでコスト増が生じた場合	○	
	受注者の修繕における施工不良等により、必要以上に材料出庫することでコスト増が生じた場合		○
施設の修繕又は改築・更新	発注者の計画に基づく修繕又は改築・更新における施工不良等により、コスト増が生じた場合	○	
	受注者の修繕における施工不良等により、コスト増が生じた場合		○
施設更新	発注者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合	○	
	受注者の責により業務内容や用途変更等が生じ、そのことに起因するコスト増が生じた場合		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		発注者	受注者
施設損傷	不可抗力により、本件施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合	○	
	受注者による本件施設の不適切な改築、更新、改良、修繕により、施設・設備機能の低下及び損傷が生じた場合		○
	受注者による不適切な運転操作により、本件施設に損傷や損害を与え、コスト増が生じた場合		○
	本件施設以外の施設や事象からの波及事故により、本件施設が損傷を受け配水供給に支障を来たした場合	○	
不可抗力	自然災害、事故等の事象等により、本業務に支障を来たした場合	○	
	自然災害、事故等の事象等について、受注者の対応の責により、本業務に支障を来たした場合		○
第三者賠償	発注者の責により生じた事故に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受注者の責により生じた事故に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
	発注者の責により生じた事務錯誤に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	発注者の責により生じた事務錯誤に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○
事故発生	発注者による本件施設の不適切な改築、更新、改良、修繕等により、事故が発生した場合	○	
	受注者による本件施設の不適切な改築、更新、改良、修繕や運転操作等により、事故が発生した場合		○
	本件施設・設備の使用による経年的な劣化等により事故が生じた場合	○	
	点検の中で感知できた本件施設・設備の劣化等に関し、受注者の注意義務違反により事故が発生した場合		○
	発注者の責による人身事故が発生した場合	○	
	受注者の責による人身事故が発生した場合		○
財務・事業中止	発注者の支払遅延、不払等が発生した場合	○	
	受注者の倒産等が発生した場合		○
	発注者の責により事業を中止する場合	○	
	受注者の責により事業を中止する場合		○

リスクの種類	リスクの内容	リスク負担	
		発注者	受注者
上下水道 窓口	発注者の責により、盗難、紛失、横領等の現金取扱い上のトラブルが生じた場合	○	
	受注者の責により、盗難、紛失、横領等の現金取扱い上のトラブルが生じた場合		○
	土地・建物の立ち入りに関し、発注者の責によりトラブルが発生した場合	○	
	土地・建物の立ち入りに関し、受注者の責によりトラブルが発生した場合		○
事務錯誤	発注者の責により生じた事務錯誤に伴って第三者損害賠償が生じた場合	○	
	受注者の責により生じた事務錯誤に伴って第三者損害賠償が生じた場合		○

(注 1) 発注者及び受注者は、委託料の変更等について協議する。

### 【別紙3】物価変動等による委託料の見直し

(見直し時期)

第1 委託料の見直し時期は、本業務の履行開始後とし、第37条に定める報告を受けた後、下記の方法により算定し、翌年4月に反映させるものとする。

(見直し基準)

第2 見直し基準は下記に示すとおりとする。

- (1) 下記の表に示す各費目において、本業務公告時または見直しを反映した年度の判断指標に対し、翌年度4月における判断指標が±3.0%以上増減している場合は、その費目の支払額について見直しを行うものとする。
- (2) 受注者は、委託料の変更の有無に関わらず、毎年9月までに判断指標を調査し、発注者へ書面により提出しなければならない。
- (3) 下記の表に示す判断指標は、物価変動等による委託料の見直しに使用する判断指標を計算するもので、発注者の積算の根拠となるものではない。

物価スライド対象費目と判断指標

対象費目	判断指標
水道施設運転管理業務における労務費 水道施設保全管理業務における労務費 水道管路維持管理業務における労務費 料金等窓口業務における労務費 ※ただし、料金等窓口業務における検針業務 労務費を除く	兵庫県公共工事設計労務単 価の電工単価（国土交通省）
料金等窓口業務における検針業務労務費	地域別最低賃金（兵庫県）

(費目ごとの変化率の算定)

第3 見直し対象とした費目について、以下の計算式により変化率を算定する。

変化率 ＝（当該年度4月における判断指標－本業務公告時または見直しを反映した年度の判断指標）／ （本業務公告時または見直しを反映した年度の判断指標） ※小数点第2位以下切り捨て
---

(見直し額の算定)

第4 見直し額の算定は次のとおり行う。

(1) 費目ごとの算定

$$B = A \times (1 + \text{変化率})$$

A：見直し前の当該費目における支払額

B：見直し後の当該費目における支払額

ただし、第2(1)により見直し対象外となった費目は変化率を0として取り扱う。

(2) 当該年度の支払予定総額の算定

$$D = C + (B - A)$$

C：見直し前の当該年度における支払予定総額

D：見直し後の当該年度における支払予定総額

(委託料への反映)

第5 第4により算定した見直し額は翌年度以降の支払額に反映させるものとする。

別紙4 契約書及び要求水準書未達の措置フロー

